

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

5

No.227 | May. 2020

オフィスレポート

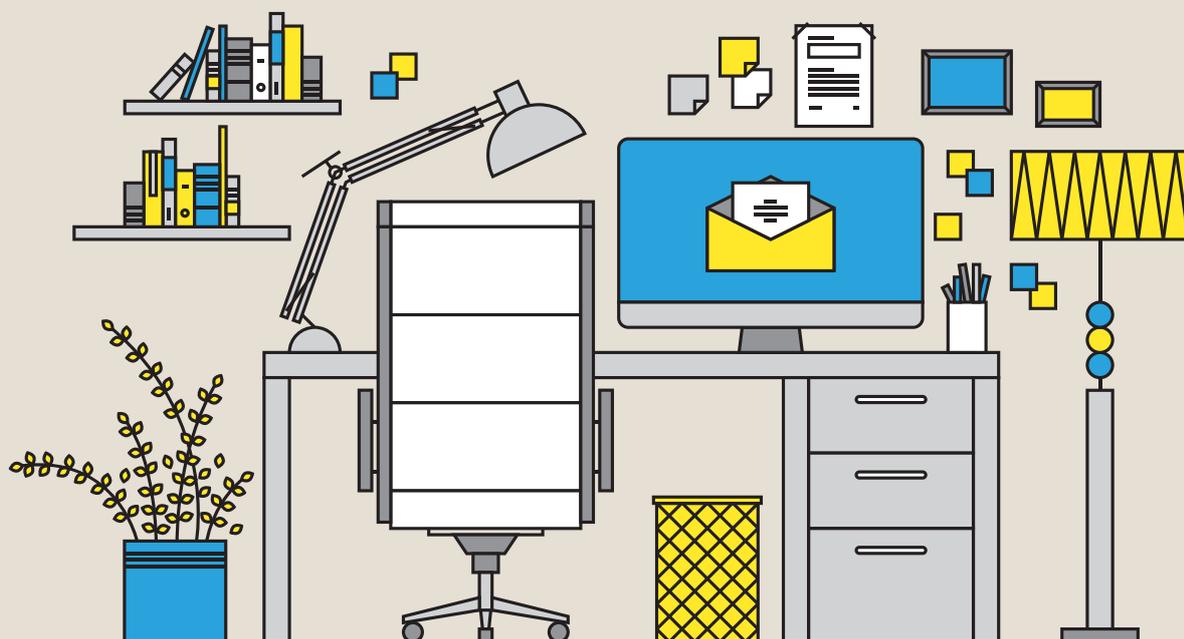
郡山
事務所

特集

生産性向上のための
ツールとしても活用しましょう！

テレワーク

〈社長の履歴書〉株式会社夢ハウス 赤塚幹夫氏
〈相続のあれこれ〉モノからカネへ
〈生産性向上術〉勤怠管理クラウドサービス



WE ARE WORKING FROM
HOME!



生産性向上のための
ツールとしても活用しましょう!

テレワーク

新型コロナウイルスの影響拡大に伴い、テレワークを導入する企業が多くなっています。時間や場所を有効に活用できるテレワークは、感染症対策だけでなくビジネスの生産性を向上するツールとしても有効です。テレワークを、戦略的なツールとして位置づけ、より積極的に活用してみませんか？テレワークの活用方法や事例をご紹介します。ぜひご参考にしてください。

今回お話を聞いたのは



経営企画室
室長
黒仁田 健



経営企画室
企画グループ
野瀬 直子



経営企画室
システムグループ
海老原 章洋



01

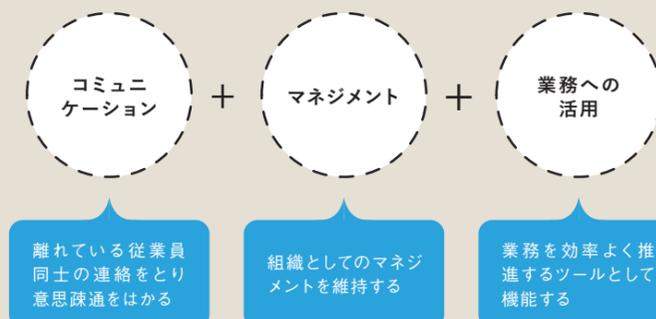
そもそも、 テレワークって？



テレワークは、「tele = 離れた所」と「work = 働く」の2つの言葉を組み合わせた造語で「離れたところで働く」という意味になります。ICT(情報通信技術)などを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことで、ワークライフバランスに資するだけでなく、多様な人材の能力発揮が可能となります。企業の成長の鍵を握っているといっても過言ではありません。

テレワークの特徴は、「コミュニケーション」「マネジメント」「業務への活用」の3つの要素を推進することです。それによって、業務効率を高め、生産性を向上していきます。

〈テレワークが実現する3つの要素〉



自宅やサテライトオフィスでこれまでの業務をこなすだけでは、テレワークの価値を十分に発揮しているとはいえません。ICTツールを活用したテレワークだからこそ、できることがあります。そんなテレワークの有効活用例をご紹介します。

02

会議・打ち合わせ

▶ 使用ツール: Web会議システム

Web会議システムを活用すれば、手軽に音声通信やビデオ通信ができるため、離れている方と会議や打ち合わせが可能となります。音声やビデオだけでなく、チャットやPC画面の共有などソフトによりさまざまな機能を有していますので、とてもスムーズにコミュニケーションがとれます。

参加者の打ち合わせのための移動時間を減らすことが一番のメリットといえます。また、PC画面を共有することで資料を印刷する必要がなくなりペーパーレスも実現します。一方的なやり取りではなく、お互いの表情を見ながらの進行になるため、安心感のある意思疎通が行えます。

ここがポイント

スマートフォンからも利用できるので気軽にコミュニケーションがとれる!

辻・本郷での活用方法

社内では、全国とつなぎ2人~大人数の会議用として活用しています。お客様との面談では、担当者がお客様のオフィスに訪問する際に、責任者がWeb会議を通してフェイストゥフェイスでご相談をお受けするなど、関係強化に役立っています。



03

研修

▶ 使用ツール：動画共有サービス、Webアンケートフォーム

動画を編集したコンテンツを共有することで、従業員が自宅でも簡単に研修が受けられます。また、Webアンケートフォームを活用すれば、質問に対して選択式で回答できる試験の実施も可能です。

ここがポイント

動画を共有すればいいので、教える側のスキルに依存することなく、研修コンテンツの標準化を実現！

辻・本郷での活用方法

業務ソフトの使い方などの動画コンテンツによる新人向けのオンライン研修を実施。新人は自分のタイミングで何度でも動画で確認ができるのでマニュアルが不要になりました。

04

セミナー

▶ 使用ツール：動画共有サービス

講演の映像を共有することで、セミナーのWeb配信が可能となります。お客様にはURLを連絡しパスワードを発行することでセミナーに参加していただきます。遠方の方や都合が合わない方でも、気軽に好きな時間に参加できます。

ここがポイント

会場まで足を運ばなくても済むので、移動時間を削減！

辻・本郷での活用方法

税務関連のWebセミナーを実施中です。今後はライブ配信による相談会など、双方向のコミュニケーションが取れる展開も予定しています。



05

会計業務

▶ 使用ツール：会計ソフト、クラウド環境

会計ソフトをクラウド環境で運用することで、場所を選ばず情報にアクセスすることができ、効率的な会計業務を実現します。常に最新の情報の維持・共有ができるため、業務精度もアップ。月次決算の早期確定をもたらします。

ここがポイント

常に最新バージョンのソフトを利用できる！

辻・本郷での活用方法

銀行のデータ、クレジットカードデータや経費精算ソフト等とデータ連携することで、仕訳の自動作成が行われ、さらなる業務の効率化を実現しています。



06

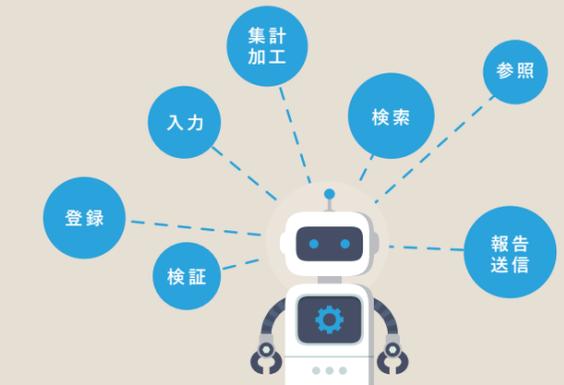
RPA活用

▶ 使用ツール：RPA

業務を定型化することで、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の活用が可能となり、単純作業を人の手からロボットへと移行することができます。業務の精度とスピードが向上し、生産性が格段に上がります。

ここがポイント

単純作業を減らし、企画を考える、アイデアを生み出すなど、「人」だからできる業務の時間を創出！



辻・本郷での活用方法

相続業務等に関する業務フローを明確化し、各工程を定型化しました。その定型化された業務をRPAで行うプロジェクトが始まっています。

INTERVIEW

お客様のもとに伺い、顔を突き合わせ良好なリレーションを構築することは、とても重要なことです。また、合理化を推し進めることも、とても重要です。人対人のコミュニケーションと合理化、この両輪のバランスをうまく取ることが、今の時代に求められていることではないでしょうか。私もまだまだ推進の途中ですが、これまでのビジネススタイルにとらわれることなく、テレワークを積極的に活用することで、次のステップへと一緒に踏み出していきたいと思います。辻・本郷 税理士法人はそのチャレンジのサポートをさせていただきます。



徳田孝司理事長

このたび辻・本郷では、顧問のお客様向けに新型コロナウイルス対策プロジェクトを立ち上げました。担当者からもご案内をさせていただきますが、ご活用いただければ幸いです。

辻・本郷のお客さまへ
～新型コロナウイルス対策プロジェクト～

特設サイト

https://www.ht-tax.or.jp/covid19_support/



助成金のご紹介

働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)：厚生労働省

申請期限：令和2年12月1日(火)

中小企業事業主が、テレワーク用通信機器の導入・運用などを行い、実際に従業員にテレワークさせたときに、中小企業事業主に対対象経費を上限100万円(補助率1/2)まで助成。

事業継続緊急対策(テレワーク) 助成金：東京しごと財団

申請期限：令和2年5月12日(火)必着

東京都内に事業所があり、東京都内でテレワークを行う事業者に対して、テレワーク環境の整備(新規・拡充)にかかる費用を上限250万円(補助率10/10)まで助成。

〈まずは申請資格のセルフチェック!〉
selfcheck@ht-bc.jpへ空メールをお送りください。
セルフチェックのURLをご案内いたします。



辻・本郷では、テレワーク環境整備のご計画をお持ちのお客様の、助成金活用のご支援(申請書作成、テレワーク環境構築のための業者紹介等)をいたします。テレワーク環境整備でお困りの方は、お気軽にお問い合わせください。

辻・本郷 税理士法人

☎ 0120-730-706

※お問い合わせの際は「テレワーク助成金について」とお伝えください。



社長の履歴書

04

President's Resume

人との出会いを大切にし、夢を叶える。



さまざまな人との出会いが人生を彩る

赤塚幹夫さんは1951年に新潟に生まれ、高校卒業後大工修業を経て1977年、26歳で独立。現在は株式会社夢ハウスの会長として、経営に携わっています。その40年を超える経営者人生は、さまざまな人との出会いやお客様との絆によって、豊かに彩られてきました。ターニングポイントとなるエピソードをご紹介します。

あきらめないことが活路を開く

独立して間もないころ、小学校の恩師が家を建てるという情報が入り、ぜひつくらせてほしいと恩師にお願いしたところ「赤塚君の会社はまだ何の実績もないので、今は頼めない」と断られてしまいます。それでも、どうしてもつくりたいという思いの中、赤塚さんはその後何度も恩師のお宅に伺いますが、その度に断られてしまいます。ところが、赤塚さんの熱い思いが徐々に恩師に伝わり、なんと26回目の訪問の際「清水の舞台から飛び降りる覚悟で発注する」との言葉をもらいます。赤塚さんは、これまで培った経験をすべて注ぎ込み、家中のどの部屋

からでも中庭を見ることのできる斬新で美しいデザインの家を設計します。これには恩師も大満足だったといいます。あきらめないこと、そしてお客様のために最高の建築をすることの大切さを学んだといいます。

夢ハウスは1996年からボランタリーチェーン展開を行い、パートナー企業募集のためにセミナーを行うようになります。そのセミナーの特別講演を船井総研の船井幸雄さんに依頼したことから、兄弟付き合いが始まります。人生観を語り合うまでに親交を深め、家族ぐるみの付き合いとなりました。船井さんは自身の著書の中で赤塚さんのことを頻りに書いており、「夢ハウスはお客様を大事にする企業だ」とことあるごとに述べています。船井さんの話を聞いて夢ハウスを知り、問い合わせってくるパートナー企業やお客様が大変多く、船井さんとの交友は夢ハウスの躍進の大きなきっかけともなりました。熱海にある船井幸雄記念館「桐の家」は夢ハウスが建てており、赤塚さんの写真も飾られています。



応援者が目標を叶える後押しをしてくれる

赤塚さんは、一つひとつの出会いを大切にすることで、豊かな人生を歩み、企業を成長させてきました。「大きな夢や目標を掲げ、そこに向けて本物のものづくりを行っていけば、自ずと応援者が現れます。その応援者が夢や目標を叶える後押しをしてくれるのです。素晴らしい人とのめぐり合いは、人生を豊かにするチャンスです」

BIOGRAPHY

- ・1951年 新潟県生まれ
- ・1969年 新潟県立新発田商工高校卒業、その後大工修業に入る
- ・1977年 (株)夢ハウス設立
- ・1978年 (株)東新工務設立
以後(株)東新林業、(株)東新生コン、(株)新発田技研を設立

現在は関連企業5社の代表を務め、夢ハウスビジネスパートナーで全国展開を図っている

辻・本郷 税理士法人が
お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。
今回ご紹介するのは、無垢材にこだわった
木造住宅の建築を手掛けている企業の会長です。
経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社夢ハウス
会長

赤塚幹夫氏



夢ハウス

夢ハウスの理念「本物を1円でも安くご提供します」「お客様が感動する家づくりをします」「建ててからの絆を大切にします」という考え方のもと、自然素材の無垢材にこだわった木造の新築住宅・改築を行っています。



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 鈴木裕貴]

民法改正と身元保証人

民法改正は労務分野にも影響を与えます。改正民法施行に伴い、身元保証契約の見直しが必要です。

労働契約の締結にあたって、使用者が労働者に対して身元保証人を求めることがあります。身元保証人とは、身元保証契約に基づき、労働者が発生させた損害について当該労働者とともに責任を負う者です。新卒社員についていえば、その社員の両親が身元保証人になることが多いでしょう。

改正民法では、個人保証人の保護を目的として、個人(会社などの法人は含まれません)が保証人になる根保証契約(一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約)については、保証人が支払の責任を負う金額の上限額(「極度額」)を定めなければ、根保証契約は無効となります(改正民法465条の2)。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

身元保証契約は、この個人根保証契約にあたります。現状、多くの身元保証契約では極度額を定めていないようですが、令和2年4月1日(改正民法施行日)以後は、このような極度額を定めない身元保証契約を締結しても無効です。

そこで、改正民法施行日以後も身元保証契約を締結したい場合は、極度額を定めて身元保証契約を締結しなければなりません。社内で昔から使っている様式があるのであれば、その様式を改める必要があります。ここで極度額をいくらにするかは問題です。極度額をあまりにも大きな額としまうと、身元保証人が現れないということも想定されるため、事前に社内でもよく検討する必要があるでしょう。

また、慣習として身元保証人を求めているだけという場合は、そもそも身元保証人が必要なのかも含めて検討するとよいでしょう。労働契約の締結にあたって、必ず身元保証人が必要というわけではないからです。



1分で
わかる

税金 の はなし



甲府中央事務所 所長
功刀 智明

「退職金は税金が有利!？」

退職金は老後の大切な生活資金であり、また長年の功労に報いるために支給されることから、税制上は他の所得よりも大幅に優遇されています。今回は退職金の優遇内容を簡単にご説明します。

優遇その1 退職所得控除を差し引く

まず、退職金からは下図の通り、勤続年数を基準に計算した退職所得控除を差し引いて退職所得を計算します。控除額は勤続2年までは最低80万円、3年目から20年までは1年に40万円ずつ加算されます。勤続20年なら退職所得控除は800万円です。そして勤続年数が20年を超えると1年毎に70万円が加算されます。つまり勤続20年を超える場合は、70万円×(勤続年数-20年)+800万円が計算した金額が控除されます。



優遇その2 さらに半分にする

支給された退職金から、「優遇その1」の退職所得控除を差し引いた金額を2分の1にします。つまり退職所得控除後の金額をさらに半分にするわけです。

優遇その3 他の所得と合算されない

半分にした金額に税率をかけますが、給与や事業、不動産など他の所得と合算されずに、この退職所得だけを基準に所得税を計算するので(分離課税)、累進課税の高税率の課税を避けることができます。

このように退職金は大変有利な取扱いになっていますが、いくつか注意する点があります。来月は有利なはずの退職金の意外な落とし穴を見ていきます。



あ 相 気 ち
れ 続 に よ
こ の なる つ
れ の る と

木村信夫の

『モノからカネへ』

1 遺留分を超える遺言があったら

梅さんは88歳で亡くなり遺言により次男が自宅(時価4千万円)全てを相続することになりました。しかし当然、長男からクレームがつけました。長男には遺留分があり、本来の取り分の半分、結果として相続財産の1/4相当は取り戻せる権利があります。

2019年(令和元年)7月1日に民法が変わりました。

2 改正前はモノで良かったが

2019年の民法改正によって、遺留分権利者は遺留分減殺請求権(以下減殺請求という)ではなく、遺留分侵害額の請求権(以下侵害額請求という)を有することになりました。

つまり、改正前は遺贈を受けた財産そのものを返還するという「現物返還」が原則であり、金銭での支払いが例外という位置づけでしたが、改正後は金銭請求に一本化されたということです。上記のケースで言えば、現物分割が原則なのでモノを返せばよく、減殺請求を受けた次男はその自宅の持分を1/4返して、結果として次男の持分3/4、長男の持分1/4と解決するケースが多かったのです。ですが共有で売却する場合には所有者二人の同意が必要となり、売るに売れない状況がありました。

そこで名前が侵害額請求に変わり、モノの返還ではなくおカネで解決せよという事になったのです。しかし、これにより無駄な税金が発生する可能性が出てきました。

3 相続財産を戻すと税金が

この請求を受けた次男が1千万円のおカネがあれば問題はないのですが、おカネがなければモノ(相続した不動産の持分)を返すことも想定されます。

もしこのケースで相続した自宅の持分1/4を返したら次男に譲渡税が発生する可能性があります。その理屈はこうです。

次男は遺言で自宅を100%相続することで確定した。その自分のモノをたとえ相続財産だとしても1/4を戻すことは金銭の支払いに代えてモノで支払う代物弁済、いわゆる財産の移転=譲渡、したがって譲渡税が発生することになります。

こうならないためには侵害額請求を受けた方がおカネを払えるような遺言書の作成が必要となります。相続税のうえに更なる現金が必要とならないように……。

プロとしての腕の見せ所ですね!



#03

生産性向上術

勤怠管理クラウドサービス | 〇

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。

テレワーク(在宅勤務)など場所にとられない働き方が注目されていますよね。多様な働き方の勤怠管理を手助けしてくれるシステムを取り入れてみるのはいかがでしょうか?



えびちゃん



相談者

うちの会社は毎月各拠点からタイムカードを取り寄せて残業時間を集計しているわ。打刻漏れなどの確認作業に時間が掛かるうえ、給与に直接関係するから集計や管理に気を遣うのよ。

そうですね、また国からも、「時間外労働の上限規制」や「年次有給休暇の取得義務」等が織り込まれた『働き方改革関連法』(2019年4月施行)に正しく対応する管理も必要となりました。



えびちゃん



相談者

今まで通りのやり方では作業時間と労力が増えそうだわ。

集計の手間や入力ミスを防ぐには、**極力人の手を介さないようにするのがオススメです。**紙(出勤簿)やタイムカードの管理から脱却して、勤怠管理クラウドサービスの導入ははいかがでしょうか?



えびちゃん



相談者

私だけ楽になって社員たちは大変にならないかしら?

そんなことはありません、皆さんが楽になるシステムです。

◎担当者…就労時間の自動集計による簡素化、管理資料の自動集計や給与ソフトとのデータ連携による業務の効率化

◎従業員…外出先からスマホで打刻、リアルタイムに自分の残業時間や有休残を確認出来て、勤怠申請もわざわざ外出先から会社に返る必要がなくなります。

◎管理者…場所や時間を選ばずに申請内容や勤務実績の確認をすることが出来ます。

自社に合ったより良いサービスを選定して働き方改革を推進しましょう!



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☎ a.ebihara@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

オフィシャルレポート

Vol. 05 郡山事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第5回目となる今回は、郡山からのレポートです。



郡山事務所は郡山駅から徒歩3分の好立地にあります。現在、職員は11名おり、女性が半数以上の6名です。職員の平均年齢は30代前半で若い社員が多く活躍している事務所でもあります。事務所内には休憩スペースもあり、お昼時間やちょっと一息つきたい時に安らげる場所として利用しております。職員みんなで意見を出し合いながら働きやすい環境を目指し、事務所内の環境整備にも日々取り組んでおります。

業務面では通常の顧問業務は勿論のこと、事業

承継や組織再編、相続など専門性の高い業務も行っております。特に最近では事業承継を目的としたM&A関連業務や、将来の相続に備えた遺言書の作成業務にも力を入れております。

郡山に事務所を構えてまだ日は浅く若手中心の事務所ではありますが、お客様に支えられながら着々と力を付けて頑張っております。県内のお客様に『社・本郷』のサービスを広く知っていただくため、所長を筆頭に若さ溢れるパワーで職員一丸となってこれからも成長していきます！

郡山事務所 所長
伊東 雄太

平成21年10月 社・本郷 税理士法人入所。
事業承継・組織再編業務を担当。近年はM&A後の経営統合支援や企業グループ内効率化のための再編業務を推進している。昨年新設したいわき事務所所長も兼任。趣味はサッカーで現在も月に1~2回は地域の社会人リーグで汗を流している。

自然と音楽に囲まれる街、郡山

郡山市は県の中心に位置し、県内外のアクセスも良好なため「陸の港」と呼ばれています。明治時代の安積疎水事業以降、東日本の交通の十字路口として経済県都を築き、東北では仙台に次ぐ経済圏を形成しています。近年では「東北のウィーン」として「楽都郡山」を全国に発信しており、JR郡山駅の新幹線・在来線には郡山の地で結成された「GReeeeN」の「キセキ」と「扉」が発車メロディとして流れております。自然と音楽に囲まれる街、郡山に休日は訪れてみませんか。

郡山事務所

〒963-8002
福島県郡山市駅前1-15-6
明治安田生命郡山ビル5階
Tel.024-927-0881 Fax.024-927-0882



STAFF RECOMMEND



職員同士の仲が良く明るい雰囲気の事務所です！協力しながら業務を行っています。(佐藤)



樹齢1000年超、日本三大桜の一つに数えられている国指定天然記念物「三春滝桜」。(遠宮)



大手まんぢゅう(岡山県)、志ほせ饅頭(東京都)と並ぶ日本三大饅頭の一つ、薄皮まんじゅう。(菅原)



郡山のランドマーク「ビッグアイ」。ギネス認定の世界一空に近いブレンタリウムがあります。(渡邊)
出典:郡山市



磐梯熱海温泉は県内でも有数の人気を誇る温泉地。アルカリ性単純温泉で肌触りの良い温泉です。(佐藤)



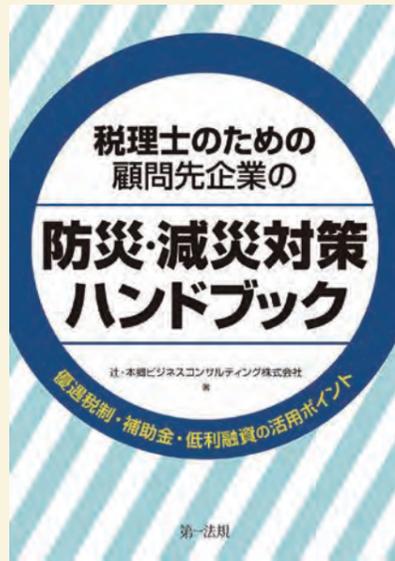
郡山市のとなり須賀川市はウルトラマンの故郷「M78星雲 光の国」と姉妹都市を提携しています。(平岡)

Tsui Hongo News

キャリア サポート日誌 *Career support diary*

新刊書籍

新刊書籍の
詳細はこちら



税理士のための顧問先企業の 防災・減災対策ハンドブック

編 著:辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社
 発 行:第一法規
 発行日:2020/3/24
 定 価:2,500円(税抜)

【目次】

- 第1章 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の概要
- 第2章 中小企業への防災・減災支援措置
- 第3章 災害発生前の支援策とそのポイント
- 第4章 災害発生後に求められる対応とその支援
—東日本大震災を踏まえて—

- ◎防災・減災対策に関する優遇税制や補助金、低利融資について、制度概要と適用ポイントを解説。
- ◎優遇税制を利用する際に要件として求められる「事業継続力強化計画」の作成方法や申請手続等について、具体例を挙げながら解説。
- ◎災害が起こった場合の中小企業向けの支援制度について東日本大震災、令和元年の台風被害を例に解説。

辻・本郷 税理士法人には、社員一人ひとりが成長し
 お客様に常に安心いただけるサービスを提供するためのキャリアサポートプランがあります。
 本ページでは、弊社が取り組むキャリアサポートの様子をお届けします。

社内試験から展開した「実トレ試験」

辻・本郷では毎週20分間、基礎知識の向上を図り
 お客様に対するサービス品質の向上を目的とした社
 内試験を実施しています。社内のみで取り組んでいた
 社内試験は、会計や税務に関わる全ての方のスキル
 アップにお役立ていただけるのではないかと考え、
 「実トレ試験」として展開することになりました。

実トレ試験とは

週1回20分の試験問題を解くことで、税務・会計、
 会社法、経営法務の基礎知識を磨いていく辻・本郷
 ならではのキャリアサポートサービスです。三択問題
 4問、計算問題1問の計5問が出題され、解答後にその
 場で正解と解説が確認できます。

こんな方におすすめです！

- ◎経営にあたり最低限の基礎知識を身に付けたい
経営者の方
- ◎仕事に必要な専門知識を向上させたい経理の方
- ◎学ぶ習慣を身に付けたい方

実トレ試験を体験いただけます！

気になった方は「辻・本郷 実トレ」で検索！ →



人事本部 キャリアサポートグループ

社内の教育体系の構築・各種研修を実施し、社員のスキ
 ルアップ・キャリア形成をサポートしています。社員の人材
 育成を通じてお客様へのサービス品質向上を図ることに
 より、安心のトップブランドカンパニーを目指します。



国際相続・ 贈与がざっくりわかる！ 海を越える次世代資産

編 著:辻・本郷 税理士法人
 発 行:ファストブック
 発行日:2020/1/31
 定 価:1,980円(税抜)



瞬殺！ 法人税申告書の見方

編 著:辻・本郷グループ
 公認会計士・税理士 中尾 篤史
 発 行:税務研究会
 発行日:2020/3/2
 定 価:2,200円(税抜)



数字を武器として使いたい ビジネスパーソン の会計の基本教科書

編 著:辻・本郷グループ
 公認会計士・税理士 中尾 篤史
 発 行:株式会社日本能率協会マネジメントセンター
 発行日:2020/3/27
 定 価:2,000円(税抜)

令和2年4月入社式が行われました。

新卒・経験者を含む42名の新入社員を迎え、令和2年4月入社式が行われました。新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じたうえでの開催となりました。



辻・本郷 税理士法人 事務所一覧

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOKA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0035 東京都足立区千住中居町28-5 SN千住ビル2階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市中原町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0022
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四條烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231